

2023年5月22日現在

書籍をご購入いただいたみなさまへ

大原出版株式会社

【改正表】

2023年 税理士受験対策シリーズ 法人税法 理論サブノート

平素よりご愛顧いただき誠にありがとうございます。

法改正の影響により、本書の記載内容に改訂が生じております。

ご購入いただいたみなさまには大変お手数をおかけいたしますが、下記該当書籍及び改訂箇所をご確認のうえ、ご使用いただきますようお願い申し上げます。

該当書籍

2023年 税理士受験対策シリーズ

法人税法 理論サブノート（2022年8月12日 第22版発行）

ISBN 978-4-86486-936-2 C1034

改訂内容

改訂頁・行	改訂箇所
P. 82	(1) 損金算入の②を、次の内容に差し替えてご使用ください。 ② その事業年度終了の時までに <u>その交付目的に適合した固定資産を取得又は改良したこと</u>
P. 82	(2) 圧縮限度額の①を、次の内容に差し替えてご使用ください。 ① ②以外の場合 <u>その交付を受けた国庫補助金等の額相当額</u>
P. 136、137	問題13-1（差替版）に差し替えてご使用ください。

(3)及び(4)を、次の内容に差し替えてご使用ください。

(3) 累積所得金額 ★

該当日の資産の帳簿価額が負債の帳簿価額並びに資本金等の額及び利益積立金額の合計額を超える場合におけるその超える部分の金額

(4) 累積欠損金額 ★

該当日の負債の帳簿価額並びに資本金等の額及び利益積立金額の合計額が資産の帳簿価額を超える場合におけるその超える部分の金額

問題 13-1 試験研究費の特別控除

〔1〕一般型 (措法42の4①②③) ★★

(1) 控除基準額

① 原則

青色申告法人の各事業年度において、試験研究費の額がある場合には、②の金額を限度として、その事業年度の法人税額からその試験研究費の額に次の区分に応じた割合を乗じて計算した金額を控除する。

(イ) 増減試験研究費割合 12%超

$11.5\% + (\text{増減試験研究費割合} - 12\%) \times 0.375$ (14%を上限)

(ロ) 増減試験研究費割合 12%以下

$11.5\% - (12\% - \text{増減試験研究費割合}) \times 0.25$ (1%を下限)

(ハ) 設立事業年度又は比較試験研究費の額が零

8.5%

② 試験研究費割合 10%超

①の割合は次により算定した割合とする。

①の割合 + ①の割合 × 控除増率 (14%を上限)

(注) 控除増率

$(\text{試験研究費割合} - 10\%) \times 0.5$ (10%を上限)

(2) 税額基準額

① 原則

法人税額 × 25%

② 特例

次の場合には、①の金額に次の区分に応じた金額を加算する。なお、(イ)及び(ハ)のいずれにも該当する場合には、①の金額に(イ)又は(ハ)のいずれか大きい金額を加算する。

(イ) 増減試験研究費割合 4%超

法人税額 × $\{(\text{増減試験研究費割合} - 4\%) \times 0.625\}$ (割合は5%を上限)

(ロ) 零に満たない部分の増減試験研究費割合 4%超

法人税額 × $\{0 - (\text{零に満たない部分の増減試験研究費割合} - 4\%) \times 0.625\}$ (割合はマイナス5%を下限)

(ハ) 試験研究費割合 10%超

法人税額 × $(\text{試験研究費割合} - 10\%) \times 2$ (割合は10%を上限)

〔2〕中小企業者等の特例 (措法42の4④⑤⑥) ★★

(1) 控除基準額

① 原則

中小企業者等 (適用除外事業者を除く。) の各事業年度 (〔1〕の適用を受ける事業年度を除く。) において、試験研究費の額がある場合には、②の金額を限度として、その事業年度の法人税額からその事業年度の試験研究費の額に次の区分に応じた割合を乗じて計算した金額を控除する。

(イ) 増減試験研究費割合 12%超

$12\% + (\text{増減試験研究費割合} - 12\%) \times 0.375$ (17%を上限)

(ロ) 増減試験研究費割合 12%以下

12%

② 試験研究費割合 10%超

①の割合は次により算定した割合とする。

①の割合 + ①の割合 × 控除増率 (17%を上限)

(注) 控除増率

$(\text{試験研究費割合} - 10\%) \times 0.5$ (10%を上限)

(2) 税額基準額

① 原則

法人税額 × 25%

② 特例

次の場合には、①の金額に次の区分に応じた金額を加算する。

(イ) 増減試験研究費割合 12%超

法人税額 × 10%

(ロ) 試験研究費割合 10%超 ((イ)の場合を除く。)

法人税額 × $(\text{試験研究費割合} - 10\%) \times 2$ (割合は10%を上限)